

様式第7号（第4条の2関係）

舞鶴市議会議決第52号
令和7年8月29日

市民オンブズマンまいづる
森本 隆 様



舞鶴市議会
議長 肝付 隆治

開示決定等期限延長通知書

令和7年7月17日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

行政文書の件名 又は内容	過去5年間における舞鶴市議会議員に対する報酬等の支給実績および政務活動費に関する文書の開示請求
舞鶴市情報公開条例第11条第1項に規定する期間	令和7年7月17日から 令和7年7月31日まで
延長後の期間	令和7年7月17日から 令和7年9月12日まで
延長の理由	行政文書開示請求に係る行政文書が大量であり、事務処理に時間を要するため
担当部課等	議会事務局総務課課 電話番号 66-1060（内線 1412）
備考	



様式第1号 (第3条関係)

令和7年7月17日

舞鶴市議会議長様

住所 京都府舞鶴市喜多1105-40
(株)DIYSTYLE 内事務局

請求者(連絡先) 氏名 市民オンブズマンまいづる
森本 隆

電話番号

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	過去5年間における、以下の舞鶴市議会議員に対する報酬等の支給実績資料： 議長 副議長 一般議員 上記それぞれについて、以下を含む内容： 月額報酬および年取 期末手当（ボーナス） 交通費、会議出席手当、役職手当等の付加的手当 欠席等による減額がある場合の控除内容 賃金改定や報酬増減に伴う追加支給・差額補填の有無とその金額 上記報酬・手当等に関して議員間で金額に差がある場合の理由・根拠を示す資料： 舞鶴市議会議員の報酬・手当に関する条例、規則、要綱等 役職等による手当差の根拠を示す文書 報酬改定の検討や決定に関する議事録・起案文書 過去5年間における**政務活動費（政務調査費等）**に関する文書： 会派または個人ごとの年間交付額一覧 支給方法（会派単位か個人単位かの区別） 会派単位で支給されている場合には、各会派ごとの交付額と構成議員数を明記した資料 実際の執行状況（支出額・返還額等） 支出内容が分かる報告書（公開可能な範囲で） 本請求は、市民オンブズマンとして、議会運営と議員活動における財
------------------	--

	<p>政支出の実態を明らかにし、市民の信頼性と透明性を高める目的で行うものです。</p> <p>個人名の特定は必要なく、制度的・統計的な情報として開示されれば十分です。</p>
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (送付希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	舞鶴市議会議員に対する報酬・手当・政務活動費等の実態を把握し、議員間の待遇格差やその根拠、会派単位での支出状況を明らかにするため
※受付年月日	令和7年7月17日
※担当部課等	議会事務局 部 総務課 電話番号 0773-66-1060 (内線)
※備考	

(注) 「開示の方法」の欄は、該当する□にレ印を記入してください。

※印の欄は、記入しないでください。